

特定非営利活動法人難民支援協会

2020年度事業報告書

2020年7月1日から2021年6月30日

1. 事業の成果

2020年度は、前年度から引き続き、新型コロナウイルスの影響が大きい一年となった。新規入国者は大幅に減少した一方で、難民(及びスタッフ・関係者)への感染防止の必要性に配慮しながら事務所での対応を継続し、経済を含む環境悪化の影響を受けた支援対象者への対応などを行った。感染防止としては、スタッフのチームの分離、消毒の徹底、来訪されるクライアントに予約を求め営業時間を短縮するなどを行った。電話やオンライン会議システムの活用によるリモートでの支援も実施している。

また、難民保護に重大な影響を与える入管法改正案が国会で審議されたことに対して、関係者へのアプローチ、他団体との協働、メディア対応や当会のサイトなどでの発信等を実施した。

一方で、実施事業を見直し、市民社会主導の難民留学生受入れ事業と人道事業を、当年度で終了とした。

2. 事業の実施に関する事項

(当協会の事業は、特定非営利活動に係る事業のみである。)

【支援事業】

(1) 難民、難民申請者への適切な情報提供・助言や困窮状況に対する緊急支援

当年度は、新型コロナの感染拡大に伴う入国制限の影響により、新規に来日した難民からの相談はほとんどない状態が続いた。JAR事務所での相談時間も短縮せざるを得ず、相談ができ、つながることが重要と考え、電話を在宅のスタッフでも受けられるよう環境整備したり、電話やメールなどで個別に状況把握を行うなど、コロナ禍での支援のあり方を模索した。その中でそれぞれの状況に応じて法的手続きに関する助言を行った。

また、弁護士向けの研修会をオンラインで開催した。関心は高く、実際に代理人としての受任に繋がった弁護士もおり、そのような協力者とも連携しながら難民認定に向けた支援に取り組んだ。

また、難民申請では、難民であることを自身で証明しなければならないが、難民自らが、迫害を裏付ける資料を収集し、日本語訳することは困難を極めるため、当会に相談が多い難民の出身地域であるアフリカや中東各国を中心とした出身国情報を、日本語訳とともに作成する取り組みを続け、25か国に広げた。出身国情報は、各国の人権状況、難民申請の理由となりうる政治活動、ジェンダーに関する情報など、多岐に渡るが、それらの状況は刻々と変化するため、随時更新もしている。難民申請の審査機関である出入国在留管理庁へ提出するほか、難民を支援する弁護士や支援者の方々による問い合わせ・活用事例も増えた。

外出制限で自分や母国に残した家族のことを考える時間が長く、一層不安を募らせる難民の様子や、新規にJARに相談する方が減り住居支援数が減少するなど例年とは異なるコロナ禍の中で、生活支援としても、さまざまな相談・支援のその後の状況確認をより丁寧に行った。メールアドレスが分かる約1,000人の難民に対し、緊急事態宣言や新型コロナ関連施策などの情報も随時メール配信した。これらをきっかけに、実は住居に困っていた、体調が悪く病院に行きたかったなどのニーズが可視化され、支援につながっている。また、日頃より難民への健康相談で連携している医療機関から申し出があり、人数は限定されたが難民へのワクチン接種も進めた。

以前よりいわゆる最低限以下の生活を強いられている難民は、さらに困窮している現状にある。「知人の援助によって何とか生活していたが、知人もコロナ禍で失職し、助けを求められなくなってしまった」など、要因は多様であり、せめて食料に事欠く状況だけでも回避するため、食料・生活用品の提供を充実させた。遠方に住んでいる、電車に乗るのが不安だ、などの声に対応するため、配送も実施している。少しでも母国で慣れ親しんだものを提供するため、ハラルフードやフフ(主にアフリカの伝統的な主食)などを専門店で購入している。また、事務所でも、近隣のレストランと支援者の方のご協力により、お弁当を提供している。

なお上記事業のうち、「犬養道子基金法的支援特定資産」を、弁護士の紹介を促進するための取り組みに使用した。

実施日時: 期間中の平日を中心に継続的に事業を実施

実施場所: 事務所、弁護士事務所、支援対象者宅、収容所、官公庁、医療機関、シェルター等

従事者の人数: スタッフ 10 名(兼務を含む。期間中の最大値。以下同様)

受益対象者の範囲: 主に難民申請者、325 名、のべ 1,300 件の支援を提供(事務所での実施数。他に電話やメールでの対応を行なっている)

事業費の金額: 53,033,081 円

(2) 難民、難民申請者、そのコミュニティ及び地域住民が社会統合を実現するための活動

コミュニティ支援では、外国人が集住する自治体の職員や外国人支援団体のスタッフが直面する多岐に渡る課題対応力向上を進めている。

新型コロナウイルス感染防止用品の購入が難しい難民の感染防止を目的に、難民が多く暮らす地域の支援関係者と協働し、マスク・手指消毒液の配布などを行った。マスク配布数は当年度だけで 6,500 枚以上にのぼる。その際、難民の方が抱える、情報不足に伴う不安を解消するため、多言語化した感染予防情報や医療情報を提供した。また、コロナ禍で困窮する難民のため、地域のフードパントリー※や子ども食堂と連携して食料支援を行ったほか、企業や農家の協力を得て郵送による飲食料品の提供支援も展開した。また、医療機関からの協力を得て、難民の子ども向けのインフルエンザの予防接種を引き続き実施した。

※何らかの理由で十分な食事を取ることができない状況の人々に食品を無料で提供する場所

災害時、難民をはじめ外国人は言葉や制度に関する理解不足から一般の住民に比べて支援が届きにくく、災害関連死の危険性が高まる。更にコロナ禍では通常の災害支援を行っていく、差別やマイノリティの切り捨ても起きやすい状況がある。「全国災害ボランティアネットワーク」(JVOAD)などと連携し、避難生活で感染予防をしながらも多様性に配慮した支援を可能にするためのサポートブックを作成したほか、コロナ禍でも難民をはじめとするマイノリティが取り残されない災害支援を行うため、難民集住地域での防災訓練の委員を務めるなどした。

実施日時: 週末を含め、地域アクターや難民の事情に合わせ、活動を実施

実施場所: 難民の集住地域など

従事者の人数: スタッフ 2 名

受益対象者の範囲及び人数: 難民、難民集住地域にかかわる人 650 名以上

事業費の金額: 4,610,672 円

(3) 難民、難民申請者への職業紹介及び就労を容易にするための活動

新型コロナウイルス感染が続き、難民が直面する就労面における課題の深刻度、緊急度は、当年度も高いままであった。

当年度の「就労前日本語プログラム」は、コロナ禍を理由に例年より少ない 22 人が受講し 17 人が修了した。感染症拡大予防の観点から、1 日 3 時間・合計 60 日間の授業は全てオンラインで実施した。就職活動においてオンライン面接が普及する中、本プログラムでは面接練習や意識すべき振る舞いも学習内容に含めた。例えば、画面上では相手に対する目線やあいづちなどの非言語行為や、自己紹介では相手の表情を見てはっきり発言することが大切などの指導など。このことは、実際に就職活動で活かされ、先方の面接官から驚かれ、スムーズな質疑応答などができ、就職につながった。

コロナ禍で求人が大幅減少し、難民が就職する業界の多くで休職要請や時間シフトの削減が発生した。当年度はオンライン就職面接に加えて感染防止を徹底した会社見学を組み合わせ、就労支援を進めた。求人が減少する中でも 1 回あたりのマッチング率が向上するよう、企業課題を踏まえた個別支援に注力している。例えば、希望先の業界で使用する専門用語と業務イメージを事前に難民にアドバイスするなどしている。本来、企業が人材育成として行うものだが、対面指導が難しい現状を踏まえ先回りした取り組みは、企業の負担軽減をもたらす採用ハードルを下げ、これらの工夫の結果、33 人が 13 業種 21 社で就職をできた。

実施日時:期間中の平日を中心に継続的に事業を実施

実施場所:事務所、企業オフィス・現場、日本語学校等

従事者の人数:スタッフ 3 名

受益対象者の範囲:主に難民申請者、のべ 250 件の支援を提供

事業費の金額:11,059,706 円

(4) 国外にいる難民の受け入れを実現するための活動

前年度と同様、1. 市民社会主導の難民留学生受入れ、及び、2. 政府(独立行政法人国際協力機構＝JICA)による大学院への留学生としての受入れ事業の受託(合併)の 2 つの方法で、シリア難民受け入れに取り組んだ。

市民社会主導の受入れでは、シリア危機をきっかけに高等教育の機会が限定的となった、もしくは中断せざるを得なかった学生 31 人(過去 5 年間累計)を、宮城、千葉、東京、京都、沖縄の各地域の日本語学校・大学で受け入れてきた。当年度も、在学中の学生と来日前の学生に対して、オリエンテーションからその後の個別の生活支援などを実施した。卒業生は、就職したり、進学して大学や大学院で研究を続けており、また地域の方々を含めさまざまな交流が広がった。

※当事業は、当初計画の 5 年間の期間が終了となることを契機に、2020 年度で当会としての実施を終了した。当事業で受け入れてきたシリア難民留学生への支援、および今後の受け入れに関しては、新たに設立された団体「パスウェイズ・ジャパン」において継続する。

政府による留学生受け入れの受託では、引き続き留学生の就労支援として企業交流会を実施。留学生の企業とのマッチングを目指し、必要に応じて個別にきめ細かい相談支援を行い、関係者と協働して今後日本で自立していくために必要な支援を継続して行った。

実施日時:期間中に、継続的に事業を実施
実施場所:日本国内での居住地周辺、トルコ国内など
従事者の人数:スタッフ 6 名
受益対象者の範囲:シリア難民、及び日本社会
事業費の金額:16,119,402 円

【広報事業】

(5) 難民に関する社会一般の認知や共感を広げるための広報活動

コロナ禍で困難な状況に置かれた難民も多く、難民保護の後退となる法案も審議された当年度。難民への理解や共感を生むため、新型コロナの影響など様々なテーマで外部メディアからの取材に応えたほか、ウェブサイトでは送還に関する解説記事から支援現場で聞かれた難民の声など、広く伝えた。難民認定の厳しさについての記事には関心が高い状態が続いており、内容を最新に更新するなどして、課題の理解につながるよう務めている。インスタグラムでも発信を本格化しフォローが広がっている。

『ニッポン複雑紀行』は 7 本の記事を掲載。東京でシヤン民族料理店を営む方の人生を伺った記事には特に大きな反響があった。

また、「入管法改正案」に関して、法案の問題点をわかりやすく伝える Twitter キャンペーンを実施した。言葉の壁や様々なリスクから声をあげられない難民の方々も多く、日本で暮らす一人ひとりが法案について知り、考えを示してほしいと投げかけたところ、計 63 回の発信(ツイート)に対し、18,000 以上のリツイート・いいねが集まった。さらに、キャンペーンのハッシュタグ「#難民の送還ではなく保護を」を使ったツイートも、著名人を含め多数寄せられた。集まった声は、政策提言活動を通じて議員にも届けている。

そのほか、より関心を強く持ち、難民支援に関わりたいという考えを持つ方々のための難民アシスタント養成講座をオンラインで 10 月に実施した。また、ボランティアによるオンラインでのイベントを通じて、難民支援に関わる方々を広げている。

また、難民支援への一般の方々の参加の一つの形態である「難民スペシャルサポーター」(継続寄付)の拡大に引き続き取り組んでいる。当会メディア以外に外部の媒体に広告等も活用して露出を増やすなどの方法を行い、また当会ウェブサイトにおける支援についての紹介も改善し、年度末には約 2,400 名と、年度当初と比較して約 750 名の増加となった。加えて単発での寄付についても、前年度と比較して大きな伸びとなった。

実施日時:期間中に、継続的に事業を実施
実施場所:事務所及び事務所外の取材先、イベント会場など
従事者の人数:スタッフ 8 名
受益対象者の範囲:主に日本社会
事業費の金額:52,964,881 円

【渉外事業】

(6) 難民に関する調査、研究及び政策提言

「入管法改正案」について意見書を公表し、難民保護の後退を防ぎ制度や運用の改善につなげるための働きかけを、政府や国会議員に対して行った。議員には、直接の面会や議員向けのニュースレターを通じて、法案の課題や支援現場の声、Twitter に寄せられた難民保護への意見を伝えている。また、移住者・難民支援団体とのネットワークも活かした。「なんみんフォーラム」※の一員として行った「監理措置」に関する意見聴取では、支援団体や弁護士といった回答者の約 9 割が同制度を評価していないことが明らかになり、国会審議で複数回引用された。※国内で難民支援を行う団体/NGO によるネットワーク組織。当会を含む 22 団体が加盟(2021 年 7 月現在)。

また難民研究フォーラムの事務局として、難民研究ジャーナル 10 号の出版、研究会の開催、若手難民研究者奨励賞の実施、日本における難民保護を進めるための必要な論文紹介や情報提供、また難民申請者の送還事例集をまとめて難民研究フォーラムのウェブサイトで発信する等を実施した。加えて、「出身国情報とクエリーサービス」を本格的に開始し、難民支援や審査等に携わる方がこれらの情報にアクセスしやすい環境づくりを行った。

実施日時:期間中に、継続的に事業を実施

実施場所:事務所、難民を取り巻く関係者との協議場所、及び事務所外の研究会会場など

従事者の人数:スタッフ 5 名

受益対象者の範囲:主に日本社会

事業費の金額:14,610,158 円

(7) 国際機関、NGO 等関連機関との難民保護、プロテクション及び社会統合に関する経験交流と事業実施における協力

難民支援団体のネットワーク組織であり、当会も加盟しているなんみんフォーラムとも協力しながら、関係団体との間で実務上の連携を実施した。

実施日時:期間中に、継続的に事業を実施

実施場所:事務所及び関連機関との会議会場など

従事者の人数:スタッフ 2 名

受益対象者の範囲及び人数:主に難民申請者、日本社会、アジア太平洋地域の市民社会

事業費の金額:2,321,701 円

【人道事業】

(8) 国内外におけるプロテクションの分野を中心とした人道支援

難民支援での経験をもとに、支援の行き届きづらい人が取り残されないことを目指し、人道支援分野のネットワークに参加し、人道支援の基準作りや普及などに取り組んだ。

なお、当事業は、当会の事業領域の見直しを行なった結果、当年度で終了するが、難民・外国人コミュニティ支援の一環としての災害対応などは今後も継続する(事業(2)として)。

実施日時:期間中に、継続的に事業を実施

実施場所:東京都ほか

従事者の人数:スタッフ 1 名

受益対象者の範囲:今後の被災者

事業費の金額:1,759,293 円

以上

特定非営利活動法人難民支援協会
2020年度活動計算書
 2020年7月1日から2021年6月30日まで

(単位:円)

科目	金額		
一般正味財産増減の部			
I 経常収益			
1 会費収入		654,000	
2 寄附金収入		166,482,563	
一般寄附金収入	141,821,196		
特定目的寄附金収入	22,163,393		
受取寄附金振替(指定正味財産からの振替)	200,000		
現物寄附収入	2,297,974		
3 事業収入		19,006,079	
活動収入	3,763,352		
活動委託金収入	15,242,727		
4 助成金等		51,844,464	
補助金収入	13,118,734		
助成金収入	38,725,730		
5 受取利息等		1,526	
経常収益合計			237,988,632
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費	73,685,218		
(2)その他経費			
ファンド	13,021,686		
賃借料	12,770,748		
旅費交通費	1,602,981		
支払報酬	21,888,244		
通信費	1,802,378		
修繕費	963		
消耗品費	692,343		
印刷費	1,233,289		
物販売上原価	129,445		
郵送費	3,057,578		
会場費	106,013		
会議費	6,619		
支払手数料	3,761,627		
諸会費	127,835		
保険料	34,410		
業務委託費	13,271,825		
減価償却費	589,639		
広告宣伝費	3,730,306		
寄付金	3,580,794		
租税公課	902,971		
福利厚生費	66,309		
雑費	415,673		
その他経費計	82,793,676		
事業費計		156,478,894	
2 管理費			
(1)人件費	13,426,561		
(2)その他経費			
賃借料	1,316,160		
旅費交通費	178,398		
支払報酬	1,247,000		
通信費	1,138,936		
修繕費	140,470		
消耗品費	928,697		
印刷費	99,944		
郵送費	130,453		
水道光熱費	979,715		
会場費	18,150		
会議費	2,718		
支払手数料	97,044		
諸会費	371,015		
保険料	27,900		
業務委託費	2,883,600		
減価償却費	1,065,023		
租税公課	8,570		
福利厚生費	138,991		
雑費	162,404		
その他経費計	10,935,188		
管理費計		24,361,749	
経常費用合計			180,840,643
当期経常増減額			57,147,989
税引前当期一般正味財産増減額			57,147,989
法人税、住民税及び事業税			3,906,700
当期一般正味財産増減額			53,241,289
前期繰越一般正味財産額			147,608,290
次期繰越一般正味財産額			200,849,579
指定正味財産増減の部			
1 受取寄付金			0
2 一般正味財産への振替額			△ 200,000
当期指定正味財産増減額			△ 200,000
前期繰越指定正味財産額			60,351,405
次期繰越指定正味財産額			60,151,405

特定非営利活動法人難民支援協会
2020年度貸借対照表

2020年7月1日から2021年6月30日まで

(単位:円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
現金	40,345	
普通預金	145,877,507	
当座預金	29,248,626	
定期預金	13,598,128	
Paypal預金	672,095	
犬養道子基金特定資産	60,151,405	
棚卸資産	3,301,764	
未収金	7,598,052	
その他流動資産	114,215	
流動資産合計		260,602,137
2. 固定資産		
有形固定資産		
附属設備	5,075,903	
機器備品	2,597,168	
有形固定資産計	7,673,071	
無形固定資産		
電話加入権	84,424	
ソフトウェア	2,114,819	
無形固定資産計	2,199,243	
投資その他		
敷金	5,251,500	
基金拠出金	3,000,000	
投資その他の資産計	8,251,500	
固定資産合計		18,123,814
資産合計		278,725,951
II 負債の部		
流動負債		
未払金	8,930,691	
その他流動負債	8,794,276	
流動負債合計		17,724,967
負債合計		17,724,967
III 正味財産の部		
当期末一般正味財産額	200,849,579	
当期末指定正味財産額	60,151,405	261,000,984
正味財産合計		261,000,984
負債および正味財産合計		278,725,951

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表は、NPO 法人会計基準協議会が策定した NPO 法人会計基準(2011 年 11 月 20 日改正)に拠って作成しております。

1) 棚卸資産の評価方法

棚卸資産は最終仕入原価法を採用しております。

2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の附属設備は定額法、機器備品は定率法で償却しております。無形固定資産は定額法を採用しております。

3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税処理は税込方式によっております。

4) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスを受けた場合は、活動計算書にて現物寄附収入に計上しております。計上額の算定方法は定価等公正な評価額によっております。

2. 事業別損益の状況

別紙参照。

3. 特定資産の増減額その残高および財源等

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	財源等
犬養道子基金特定資産(注1)	60,351,405	0	200,000	60,151,405	指定正味財産
合計	60,351,405	0	200,000	60,151,405	

(注1):特定資産は故 犬養道子様から遺贈寄付として頂きました。難民の生活支援、法的支援の拡充に活用します。

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
附属設備	7,324,207	2,248,304	5,075,903
機器備品	5,854,864	3,257,696	2,597,168
電話加入権	84,424	0	84,424
ソフトウェア	3,077,699	962,880	2,114,819
敷金	5,251,500	0	5,251,500
基金拠出金	3,000,000	0	3,000,000

5. 役員及びその近親者等との取引の内容

役員が代表を務める公益社団法人難民起業サポートファンドとの取引は次の通りです。

(単位:円)

科目	計算書類に 計上された金額	左の内役員及び 近親者等の取引
(財産目録・貸借対照表)		
基金拠出金	3,000,000	3,000,000

6. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

活動計算書の事業費に計上した「ファンド」とは、支援対象者に直接提供する生活費や医療費等の現金の他、食料品やシェルター等、同じく直接提供する為に購入した物品・サービスの経費を意味します。

2020年度財産目録

2020年7月1日から2021年6月30日まで

(単位:円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金	40,345	
普通預金		
ゆうちょ銀行普通預金(東京貯金事務センター)	35,548	
みずほ銀行飯田橋支店普通預金	19,742,954	
みずほ銀行飯田橋支店普通預金	83,770,443	
三菱UFJ銀行三軒茶屋支店普通預金	16,925,417	
三井住友銀行飯田橋支店普通預金	7,017,568	
三菱UFJ銀行四谷支店普通預金	899,341	
三菱UFJ銀行四谷支店普通預金	11,589,113	
三菱UFJ銀行四谷支店普通預金	690,885	
PayPay銀行すずめ支店普通預金	5,206,238	
当座預金		
ゆうちょ銀行振替口座(東京貯金事務センター)	7,955,527	
ゆうちょ銀行振替口座(東京貯金事務センター)	21,293,099	
定期預金		
みずほ銀行飯田橋支店定期預金	2,020,463	
三井住友銀行飯田橋支店定期預金	11,577,665	
Paypal預金	672,095	
特定資産		
犬養道子基金生活支援 特定資産 三菱UFJ銀行四谷支店普通預金	44,272,695	
犬養道子基金法的支援 特定資産 三菱UFJ銀行四谷支店普通預金	15,878,710	
商品(書籍等)	2,228,931	
貯蔵品(切手・商品券等)	1,072,833	
未収金(活動委託金等)	7,598,052	
その他流動資産		
立替金(職員雇用保険料等)	60,555	
前払費用(建物保険料等)	53,660	
流動資産合計		260,602,137
2. 固定資産		
有形固定資産		
サーバー	2	
PR用映像	1	
プロモーション動画	244,188	
就労用日本語動画教材	1,350,434	
事業用PC	2	
事務所内装・設備	5,075,903	
事務所什器類	1,002,541	
有形固定資産計	7,673,071	
無形固定資産		
電話加入権(1999年11月16日取得)	77,924	
電話加入権(2006年9月13日取得)	6,500	
ソフトウェア(クライアントデータベース)	988,400	
ソフトウェア(クライアントデータベース・追加機能)	381,334	
ソフトウェア(難民支援協会ウェブサイト)	745,085	
無形固定資産計	2,199,243	
投資その他		
敷金	5,251,500	
基金拠出金(公益社団法人難民起業サポートファンド)	3,000,000	
投資その他の資産計	8,251,500	
固定資産合計		18,123,814
資産合計		278,725,951
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	8,930,691	
その他流動負債		
未払法人税等	3,906,700	
未払消費税等	860,000	
預り金(源泉所得税・住民税・社会保険料)	695,976	
前受金	3,331,600	
流動負債合計		17,724,967
負債合計		17,724,967
正味財産合計		261,000,984

2020年度事業別経常損益内訳書

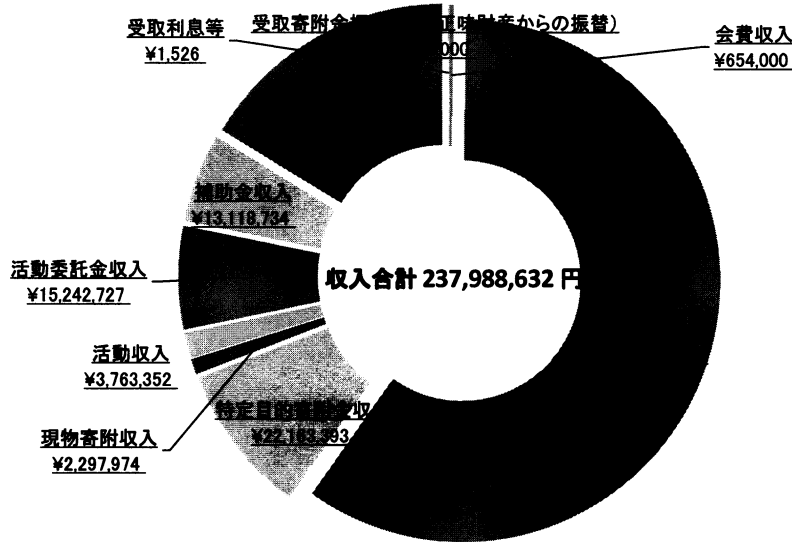
2020年7月1日から2021年6月30日まで

(単位:円)

	1支援	2コミュニティ	3就労	4シリア	5広報/資金調達	6調査/政策提言	7渉外	8人道	9その他	事業計	管理	合計
一般正味財産増減の部												
経常収益												
会費収入	0	0	0	0	654,000	0	0	0	0	654,000	0	654,000
一般寄附金収入	0	0	0	0	141,821,196	0	0	0	0	141,821,196	0	141,821,196
特定目的寄附金収入	10,102,393	1,000,000	0	5,000,000	11,000	6,000,000	0	0	0	22,113,393	50,000	22,163,393
受取寄附金振替(指定正味財産からの振替)	200,000	0	0	0	0	0	0	0	0	200,000	0	200,000
現物寄附収入	0	0	0	0	2,297,974	0	0	0	0	2,297,974	0	2,297,974
活動収入	0	0	0	0	3,627,582	135,770	0	0	0	3,763,352	0	3,763,352
補助金収入	7,458,426	0	0	0	0	0	0	0	0	7,458,426	5,660,308	13,118,734
助成金収入	19,046,400	0	13,145,330	0	6,534,000	0	0	0	0	38,725,730	0	38,725,730
活動委託金収入	0	0	2,758,800	12,483,927	0	0	0	0	0	15,242,727	0	15,242,727
受取利息収入等	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1,524	1,526
経常収益計	36,807,221	1,000,000	15,904,130	17,483,927	154,945,752	6,135,770	0	0	0	232,276,800	5,711,832	237,988,632
経常費用												
(1)人件費												
人件費	26,943,344	3,459,407	1,600,017	8,406,587	18,941,081	11,856,079	1,231,943	1,246,760	0	73,685,218	13,426,561	87,111,779
(2)その他経費												
ファンド	11,385,921	261,002	796,699	573,125	4,939	0	0	0	0	13,021,686	0	13,021,686
賃借料	7,404,636	570,000	837,720	302,280	2,116,080	302,280	933,096	304,656	0	12,770,748	1,316,160	14,086,908
旅費交通費	262,797	5,493	39,044	834,605	291,191	138,367	31,148	336	0	1,602,981	178,398	1,781,379
支払報酬	1,722,220	51,000	0	399,111	19,168,960	531,385	15,568	0	0	21,888,244	1,247,000	23,135,244
通信費	1,185,890	54,373	0	1,921	423,321	113,113	23,760	0	0	1,802,378	1,138,936	2,941,314
修繕費	963	0	0	0	0	0	0	0	0	963	140,470	141,433
消耗品費	425,192	11,716	37,938	2,048	180,415	35,034	0	0	0	692,343	928,697	1,621,040
印刷費	130,753	3,371	384	5,320	978,289	88,534	26,508	130	0	1,233,289	99,944	1,333,233
物販売上原価	0	0	0	0	2,464	126,981	0	0	0	129,445	0	129,445
郵送費	628,455	193,337	8,850	50,071	2,097,620	52,619	24,750	1,876	0	3,057,578	130,453	3,188,031
水道光熱費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	979,715	979,715
会場費	0	0	0	102,013	0	4,000	0	0	0	106,013	18,150	124,163
会議費	0	0	950	0	1,100	4,569	0	0	0	6,619	2,718	9,337
支払手数料	121,908	528	1,815	9,828	3,620,075	5,964	628	881	0	3,761,627	97,044	3,858,671
諸会費	0	0	0	0	0	7,000	20,000	100,835	0	127,835	371,015	498,850
保険料	0	0	0	34,060	350	0	0	0	0	34,410	27,900	62,310
業務委託費	2,108,000	0	7,553,700	1,317,725	1,682,400	610,000	0	0	0	13,271,825	2,883,600	16,155,425
減価償却費	341,066	0	46,566	0	202,007	0	0	0	0	589,639	1,065,023	1,654,662
広告宣伝費	0	0	0	15,938	3,072,833	641,535	0	0	0	3,730,306	0	3,730,306
寄付金	0	0	0	3,475,794	5,000	0	0	100,000	0	3,580,794	0	3,580,794
租税公課	59,360	445	130,623	566,826	136,905	8,812	0	0	0	902,971	8,570	911,541
福利厚生費	18,367	0	0	0	12,443	17,380	14,300	3,819	0	66,309	138,991	205,300
雑費	294,209	0	5,400	22,150	27,408	66,506	0	0	0	415,673	162,404	578,077
その他経費計	26,089,737	1,151,265	9,459,689	7,712,815	34,023,800	2,754,079	1,089,758	512,533	0	82,793,676	10,935,188	93,728,864
経常費用計	53,033,081	4,610,672	11,059,706	16,119,402	52,964,881	14,610,158	2,321,701	1,759,293	0	156,478,894	24,361,749	180,840,643
当期経常増減額	△ 16,225,860	△ 3,610,672	4,844,424	1,364,525	101,980,871	△ 8,474,388	△ 2,321,701	△ 1,759,293	0	75,797,906	△ 18,649,917	57,147,989
指定正味財産増減の部												
特定目的寄附金収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産への振替額	△ 200,000	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 200,000	0	△ 200,000
当期指定正味財産増減額	△ 200,000	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 200,000	0	△ 200,000

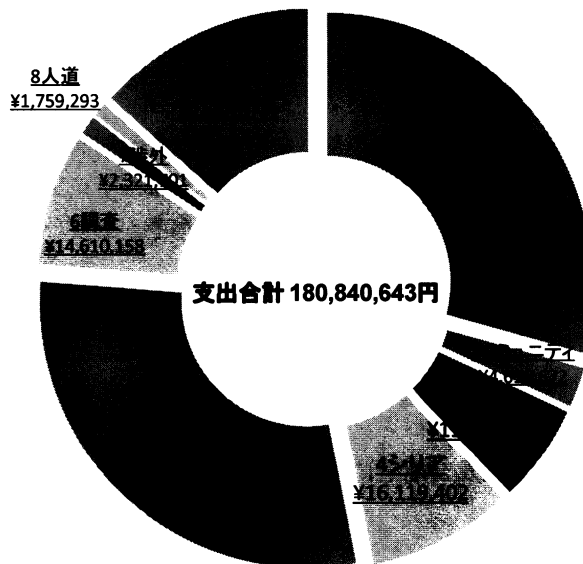
2020年7月1日から2021年6月30日まで

2020年度活動収支 グラフ



(単位：円)

科目	2019年度実績	2020年度実績	%
会費収入	600,000	654,000	0.3%
一般寄附金収入	90,342,536	141,821,196	59.6%
特定目的寄附金収入	28,349,599	22,163,393	9.3%
現物寄附収入	3,799,408	2,297,974	1.0%
活動収入	3,390,893	3,763,352	1.6%
活動委託金収入	4,196,448	15,242,727	6.4%
補助金収入	10,187,907	13,118,734	5.5%
助成金収入	28,461,452	38,725,730	16.3%
受取利息等	8,252	1,526	0.00%
受取寄附金(指定正味財産からの振替)	9,418,695	200,000	0.1%
合計	178,765,190	237,988,632	100%



(単位：円)

各事業費および管理費	2019年度実績	各事業費および管理費	2020年度実績	%
1支援	49,318,411	1支援	53,033,081	29.3%
2コミュニティ	4,671,352	2コミュニティ	4,610,672	2.5%
3就労	14,467,492	3就労	11,059,706	6.1%
4シリア	12,534,042	4シリア	16,119,402	8.9%
5広報	43,662,975	5広報	52,964,881	29.3%
6調査	10,584,268	6調査	14,610,158	8.1%
7渉外	3,664,619	7渉外	2,321,701	1.3%
8人道	1,260,285	8人道	1,759,293	1.0%
9その他	0	9その他	0	0.0%
管理	25,610,736	管理	24,361,749	13.5%
合計	185,774,160	合計	180,840,643	100%

2020年度年間役員名簿

(前事業年度において役員であったことがある全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)

特定非営利活動法人難民支援協会

1 確認事項(法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)
- 各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

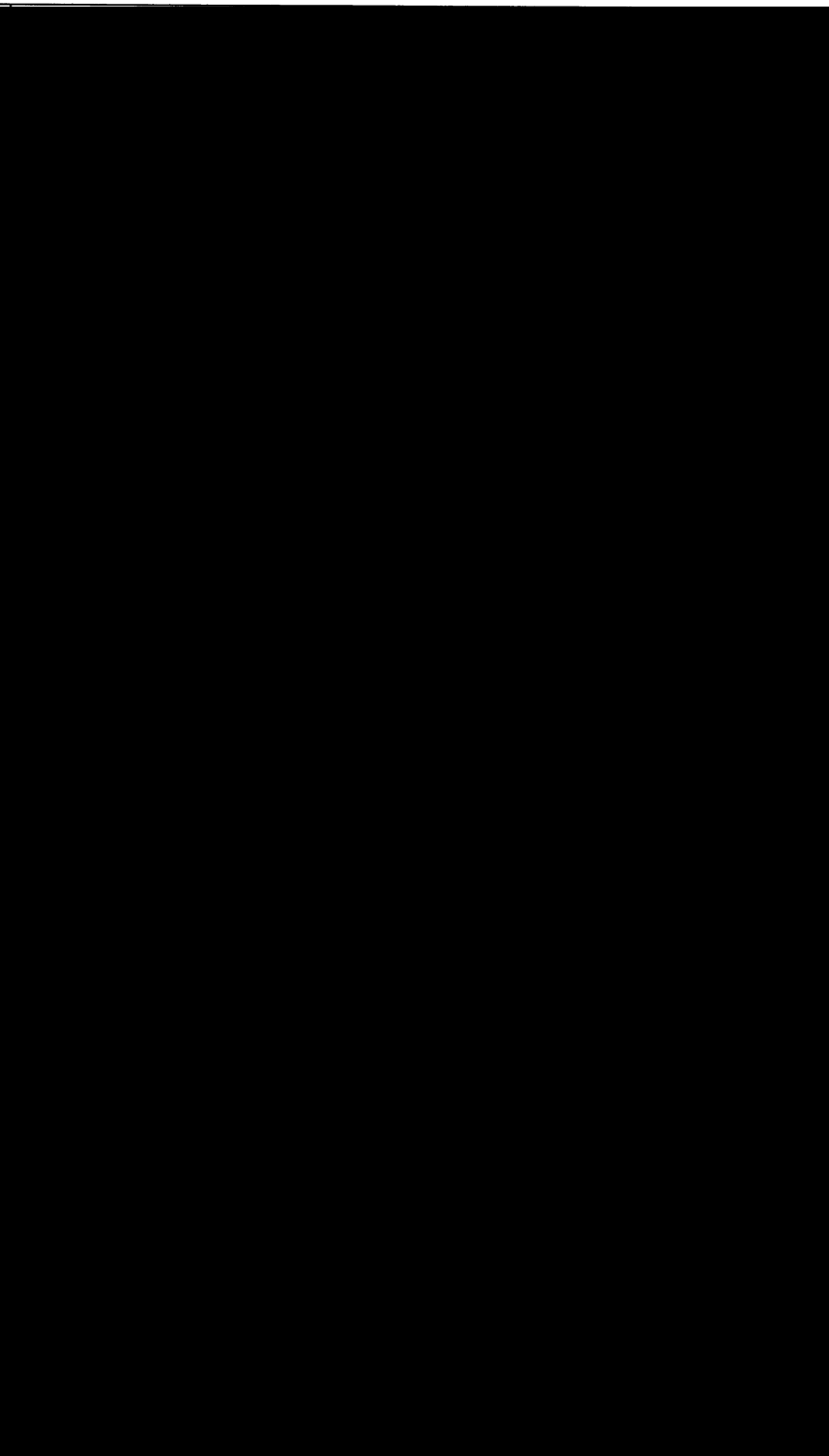
	役名 どちらかに○	(フリガナ)	前事業年度内の 就任期間	報酬を受けた期間 (該当者のみに記入)
		氏名		
1	○ 理事・監事	イトウ(イシカワ) エリ	2020年 7月 1日	年 月 日
		伊藤(石川) えり	~ 2021年 6月 30日	~ 年 月 日
2	○ 理事・監事	ナカムラヨシユキ	2020年 7月 1日	年 月 日
		中村義幸	~ 2021年 6月 30日	~ 年 月 日
3	○ 理事・監事	フジモトシアキ	2020年 7月 1日	年 月 日
		藤本俊明	~ 2021年 6月 30日	~ 年 月 日
4	○ 理事・監事	イシイヒロアキ	2020年 7月 1日	年 月 日
		石井宏明	~ 2021年 6月 30日	~ 年 月 日
5	○ 理事・監事	セキソウスケ	2020年 7月 1日	年 月 日
		関聡介	~ 2021年 6月 30日	~ 年 月 日
6	○ 理事・監事	タナカ(ツツイ)シホ	2020年 7月 1日	年 月 日
		田中(筒井)志保	~ 2021年 6月 30日	~ 年 月 日
7	○ 理事・監事	オオエナゴ	2020年 7月 1日	年 月 日
		大江修子	~ 2021年 6月 30日	~ 年 月 日
8	○ 理事・監事	ヨシヤママサル	2020年 7月 1日	年 月 日
		吉山昌	~ 2021年 6月 30日	~ 年 月 日
9	○ 理事・監事	タキモトテツヤ	2020年 7月 1日	年 月 日
		滝本哲也	~ 2021年 6月 30日	~ 年 月 日
10	○ 理事・監事	ニイジマアヤコ	2020年 7月 1日	年 月 日
		新島彩子	~ 2021年 6月 30日	~ 年 月 日

事業報告用

11	(理事・監事)	シバサキトシオ		2020年 7月 1日	年 月 日
		柴崎敏男		~	~
12	(理事・監事)	ハタケンタロウ		2020年 7月 1日	年 月 日
		島健太郎		~	~
13	(理事・監事)	イウチセツオ		2020年 7月 1日	年 月 日
		井内撰男		~	~
14	(理事・監事)	ノムラアキオ		2020年 7月 1日	年 月 日
		野村彰男		~	~
15	(理事・監事)	ワタナベケン		2020年 7月 1日	年 月 日
		渡邊賢		~	~
0	(理事・監事)			年 月 日	年 月 日
				~	~
0	(理事・監事)			年 月 日	年 月 日
				~	~

社員名簿 (社員のうち10人以上の者の名簿)

特定非営利活動法人難民支援協会

	氏名	
1	石川 えり	
2	藤本 俊明	
3	中村 義幸	
4	石井 宏明	
5	関 聡介	
6	滝本 哲也	
7	大江 修子	
8	畠 健太郎	
9	吉山 昌	
10	関 聡介	
11	新島 彩子	

独立監査人の監査報告書

2021年8月30日

特定非営利活動法人 難民支援協会
代表理事 石川 えり 殿

戎井公認会計士事務所
東京都千代田区

公認会計士 戎井重樹

監査意見

私は、特定非営利活動法人難民支援協会の2020年7月1日から2021年6月30日までの2020年度の活動計算書及び貸借対照表並びに財務諸表に対する注記について監査し、併せて財産目録（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び活動(損益)の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。

私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上